

議 第 48 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（手数料の徴収猶予及び減免）

第 4 条 市長は、災害により著しい被害が生じた場合その他特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

手数料の徴収猶予及び減免の対象となる消防事務を拡大する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>（手数料の徴収猶予及び減免）</u> <u>第4条 市長は、災害により著しい被害が生じた場合その他特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。</u>	<u>（災害時における危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認に係る手数料の特例）</u> <u>第4条 市長は、災害により著しい被害が生じた場合において、必要と認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、別表第1の1の項の規定による手数料の徴収を猶予することができる。</u> <u>2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、当該猶予がされた手数料を免除することができる。</u>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。